

2025 年 6 月 11 日

公正取引委員会からの警告について

一般社団法人日本野球機構

本日、公正取引委員会（以下「公取委」と言います。）は、当機構に対し、別添のとおり独占禁止法に基づく警告を行いました。本件に関する当機構の見解を下記のとおり説明いたします。なお当機構の見解の骨子は以下の黒字ゴシック箇所になります。

〔当機構の見解の骨子〕

- ・ 公取委は、国内での大リーグのテレビ放送市場においてMLBを当機構の競争者と位置付けている。しかし実際には、国内の放送権ビジネス事業者がMLBから複数年契約でテレビ放送権を買い取って、国内の複数のテレビ放送事業者と個別に調整して契約しており、当機構のテレビ放送市場における競争者は、国内の放送権ビジネス事業者になる（MLBと特定のテレビ放送事業者との間に取引関係はない）。国内の放送権ビジネス事業者は、テレビ放送事業者の意向を取りまとめているわけでもなければ、テレビ放送事業者を代理してMLBとライセンス契約を締結しているわけでもなく、それ自体が独自の意思決定に基づいて活動している独立の事業主体である。これまでの公取委の判断例を見ても、今回のようなケースにおいて、実際には存在しない取引関係を肯定する実務は採用されていない（別紙解説参照）。
- ・ このような取引実態を正確に認定しないまま、特定のテレビ放送事業者に対する取材パスの回収等が、独禁法が定める「競争者に対する取引妨害」に該当するおそれがあるとする公取委の判断は、法解釈上明らかな誤りがあり、重大な事実誤認である。
- ・ しかも当機構が取材パスの回収等によって、テレビ放送事業者と放送権ビジネス事業者の取引を妨害する意図も効果もないのは明らかである。
- ・ にもかかわらず、公取委が取引妨害のおそれがあると判断して警告を発することは、独禁法による規制が法の想定範囲を超えて及ぶこととなり、民間事業者の事業活動にとって大きな制約となり、法の執行機関として禍根を残しかねない。
- ・ 当機構は今後、類似のケースが起きた場合、取材パスの回収等を行わないことを機関決定している。テレビ放送事業者の取材及び編成権の制約につながることはないように十分配慮する所存だが、取材及び編成権の制約と、独禁法上との問題を同じ次元で議論すべきではない。

記

1 はじめに

公取委は、今回、当機構が昨年11月に行った特定放送事業者に対する取材パスの回収等の行為（以下「本件行為」と言います。）に対し、独占禁止法が定める「不公正な取引方法」の一類型である「競争者に対する取引妨害」（一般指定14項）に該当するおそれがあるとして警告を発しました。

しかし、本件行為が、競争者に対する取引妨害にあたるとの公取委の判断は、独占禁止法の解釈の明らかな誤りと、重大な事実誤認に基づいており、独占禁止法を所管する執行機関として禍根を残しかねない判断であると、当機構は受け止めています。

2 妨害の対象となる取引について

公取委が自ら指定した「競争者に対する取引妨害」は、規定上、行為者（本件における当機構）と競争関係にある他の事業者と、その取引の相手方との取引を、不当に妨害する行為を規制対象としています。

そして、上記「その取引の相手方」における「そ（の）」とは、「競争関係にある他の事業者」のことであり、「その取引の相手方」とは、競争関係にある他の事業者の取引の相手方を指していることは、文言上明らかです。

この点、公取委の本日付のプレスリリース本文や、警告書には、誰が「競争関係にある他の事業者」であるのか、「その取引の相手方」が誰であるのか、誰と誰の取引が「不当に妨害」されるおそれがあるとするのかが明記されていませんが、同じく本日公表された資料「本件の概要」及び当機構に対する公取委の従前の説明によれば、公取委は、アメリカ大リーグ機構（以下「MLB」と言います。）を行為者と「競争関係にある他の事業者」とし、特定テレビ放送事業者を「その取引の相手方」として捉えています。

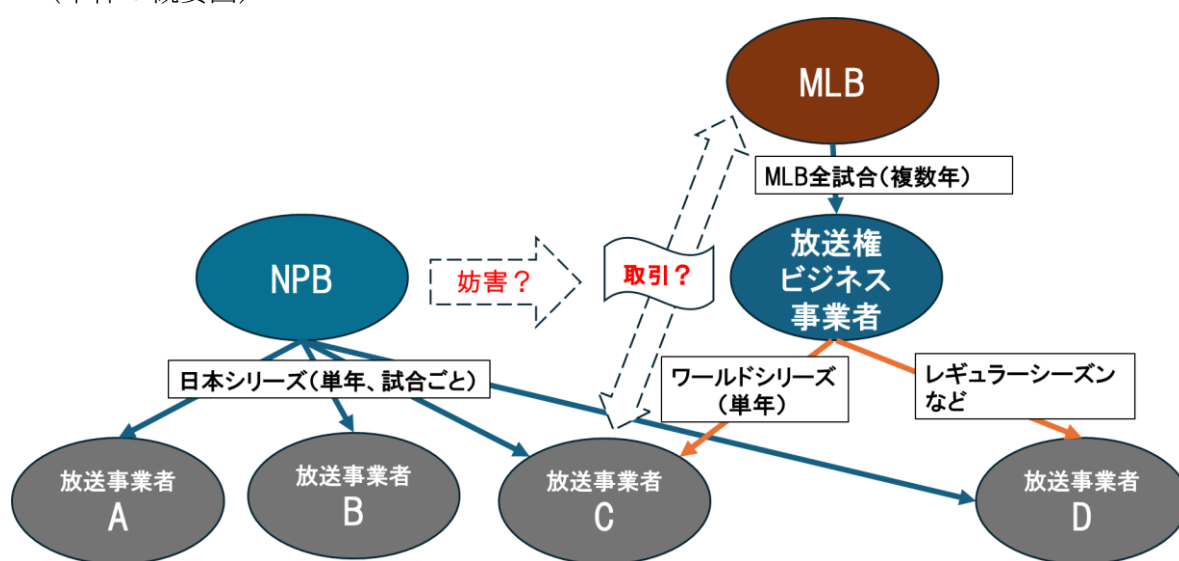
しかし、当機構が公表資料や放送の実態などを踏まえて調査したところによると、MLBのワールドシリーズの放送に関して、MLBと契約を締結しているのは特定の国内大手広告会社であり（以下「放送権ビジネス事業者」といいます。）、MLBと特定テレビ放送事業者との間には、「取引」がありません。放送権ビジネス事業者は、公取委が公表した上記「資料の概要」には、描かれてすらいません。公取委が公表した概要図と比較しやすいように当機構の主張を整理したのが、別添の「本件の事案の概要（公取委の資料との対比）」です。

しかもMLBは、公式戦やワールドシリーズを含むポストシーズン及びオールスターゲームなど全試合の日本国内でのテレビ放送権を放送権ビジネス事業者1社に長期複数年契約で一括売却しており、当該放送権ビジネス事業者が、国内の複数の放送事

業者と個別交渉し、放送事業者の要望や特性に応じ、毎シーズン、試合ごとに各放送事業者に振り分け、放送権を個別に売却しているものと認識しています。つまり、放送権ビジネス事業者は、単なる取次ぎではなくて、完全に独立したMLBの「取引の相手方」として、事業を行っているのです。

したがって、テレビ放送向けの放送権の販売市場でMLBが取引しているのは、各放送事業者ではなく、放送権ビジネス事業者であり、各放送事業者が個別に交渉して取引をしているのも、MLBではなく、放送権ビジネス事業者です（「本件の概要図」参照）。

（本件の概要図）



この点、公取委の従前の説明によれば、MLBと各放送事業者との間に「実質的な取引関係」があると認められるとのことですが、すでに述べた取引の実情に反して、放送権ビジネス事業者の存在を無視するものであり、公取委が自ら定める一般指定の文言に明らかに反するものであると言わざるを得ません。

上述した放送権取引の実態を正確に評価すれば、MLBの取引相手（一般指定 14 項における「その取引の相手方」）は、各放送事業者ではなく、放送権ビジネス事業者であると解するほかありません。

この点、当機構に対する公取委の説明によれば、形式的には直接の取引関係にない当事者間においても実質的な取引関係を認定するのは公取委の通常の実務であるとのことでした。しかしながら、公取委の従前の解釈によっても、「A→B→C」という商流においてAとCとの間に実質的な取引関係が認定できるのは、AとCとの間で実質的な取引条件の交渉が行われ、Bがそこで決められた取引条件によりAに商品を納入するなどの取引をしている場合に限られています。

すなわち「別紙解説」のとおり、公取委の従前の解釈では「A→B→C」という商

流においてAとCとの間に実質的な取引関係が認定できるのは、AとCとの間で実質的な取引条件の交渉が行われ、Bがそこで決められた取引条件によりAに商品を納入するなどの取引をしている場合に限られていることがわかります。

これに対して本件においては、前述のとおり、MLB〔Aに相当〕と放送権ビジネス事業者〔Bに相当〕との間の取引は大リーグ全試合放送権の長期複数年一括売却であるのに対して、放送権ビジネス事業者と特定テレビ放送事業者〔Cに相当〕との間の取引は単年のワールドシリーズ放送権のみの販売であり、AとCとの間でAC間の取引の実質的な取引条件の交渉が行われたこともなければ、Bがそこで決められた取引条件によりAから放送権を購入してCに売却したこともありません。それどころか、MLB〔Aに相当〕と放送権ビジネス事業者〔Bに相当〕の間には、放送権ビジネス事業者と特定テレビ放送事業〔Cに相当〕との間の取引条件に関する意思の連絡すらなかったのではないかと推測されます。本件ではA→Bの取引とB→Cの取引は全く異質なものであり、A〔MLB〕の実質的な取引の相手方がC〔特定テレビ放送事業者〕であるというのは、どう考えても無理があります。

また前述のとおり、放送権ビジネス事業者は、MLBから長期複数年一括で大リーグの全試合の放送権を購入しているものであり、単にテレビ放送事業者の意向を取りまとめているだけの存在ではなく、ましてや、国内のテレビ放送事業者各社の代理人としてMLBとライセンス契約を締結しているわけでもありません。放送権ビジネス事業者は、それ自体が独自の意思決定に基づいて活動している独立の事業主体であることは明らかであり、MLBの「取引の相手方」（一般指定14項）は、放送権ビジネス事業者です。

したがって、特定テレビ放送事業者はMLBの「取引の相手方」（一般指定14項）ではなく、本件において取引妨害を適用する余地はありません。

3 「妨害」該当性について

以上のとおり、MLBの実質的な取引の相手方が特定テレビ放送事業者であるとの公取委の法律構成には、そもそも無理があると言わざるを得ませんが、仮にMLBの「取引の相手方」が放送権ビジネス事業者であるとしても、本件行為にはMLBと特定テレビ放送事業者の取引に対する何らの妨害効果がなく、本件行為は「妨害」（一般指定14項）に該当しません。

本件行為は、特定テレビ放送事業者に対して行った措置に過ぎません。

しかも、前述のとおり、MLBから放送権ビジネス事業者への放送権売却は長期複数年全試合一括での売却であり、さらには、ワールドシリーズの対戦カードも決まっていない時点での売却です。つまり、MLBと放送権ビジネス事業者との間の契約締結時点では、2024年のワールドシリーズが大谷翔平選手の所属するドジャースとヤ

ンキースの対戦という「ゴールデンカード」になることなどおよそ予想できるはずもなく、ひいては、同年の（あるいは、長期複数年契約のいずれかの年の）ワールドシリーズの再放送を日本シリーズの生中継と同時時間帯に放送できることの経済的価値がどれほどあるのか（そもそもそのような再放送を希望する放送局があるのか）、まったく不明であったのです。また、仮に大リーグ全試合のごく一部を占めるに過ぎないワールドシリーズの再放送が日本シリーズ生中継と同時時間帯に行えないとしても、MLBと放送権ビジネス事業者との取引（将来の取引を含みます。）に影響することはありません。したがって、本件行為が「妨害」（一般指定 14 項）になるとは、およそ考えられません。

また、本件行為はもっぱら特定テレビ放送事業者に対して向けられたものですので、本件行為を受けて、MLBとその取引の相手方である放送権ビジネス事業者が、お互いに取引することを萎縮したり、取引を制限したりすることも考えられません。

この点、公取委から当機構に対して、仮に当機構の意向に沿わないことをすると制裁を受けるとなれば、特定テレビ放送事業者が萎縮する、との説明がありましたが、それは競争者に対する取引妨害（一般指定 14 項）とは何の関係もないことです。まず、仮に特定テレビ放送事業者が本件行為により萎縮するとしても（本件においては萎縮することなく再放送が継続されましたが）、それは、日本シリーズの生中継と同時時間帯にワールドシリーズの再放送をすることを萎縮するだけであり、放送権ビジネス事業者との取引を萎縮するとは考えられません。公取委は、再放送の萎縮と放送権購入取引の萎縮とを混同していると考えざるを得ません。また、仮に特定テレビ放送事業者が本件行為により放送権ビジネス事業者との取引を萎縮したとしても、上述のようなMLBの長期複数年全試合一括売却という取引の実態からすれば、かかる萎縮が放送権ビジネス事業者とMLBとの取引に影響することもあり得ません。

以上の事実からすれば、警告書が述べるような、一般指定 14 項に該当し独占禁止法 19 条の規定に違反する「おそれ」すらなく、本件警告が誤りであることは明白です。

言うまでもなく、当機構による本件行為は、特定テレビ放送事業者に対して、日本シリーズの放送価値への配慮を求めるために行ったものであり、MLBと放送権ビジネス事業者の取引を妨害する意図は一切ありませんでした。

なお、警告書では、本件行為が特定テレビ放送事業者の取材活動や番組編成を制約するおそれがあることが問題視されているかのようにも読め、実際、一部報道には同様の論調も散見されるところですが、このような取材や番組編成に関わる議論は、競争者（MLB）に対する取引妨害（一般指定 14 項）とは別の問題です。

また、公取委から当機構に対して、近時の東京高裁の裁判例でも、公正競争阻害性の要件については「公正競争の確保を妨げる一般的抽象的な危険性があることで足り

る」¹と認められている、との説明がありましたが、これはあくまで公正競争阻害性（一般指定 14 項では、「不当に」）の要件についての判示であり、そのほかの「取引の相手方」や「妨害」の要件とは無関係であることを付言しておきます。

4 結語

以上のとおり、公取委において、当機構が本件行為によって、MLB とその取引先との取引を直接的にも間接的にも妨害したと認定するのは、独占禁止法の法解釈及び事実認定において、重大な誤りがあるものと言わざるを得ません。

もし、公取委が、こうした競争者の間接的な取引先に対する、しかも競争者に対する妨害を意図しない働きかけについても、競争者に対する取引妨害にあたるものと解釈し、その規制対象を拡大しようとするのであれば、独占禁止法による規制が法の想定範囲を超えて及ぶこととなり、民間事業者の事業活動にとって大きな制約となることは明らかであり、違反の「おそれ」の認定で足りる警告にとどまるものであっても、健全な自由競争を阻害するおそれすらあると言わざるを得ません。当機構としては、今後、独占禁止法上の競争者に対する取引妨害の適用が不当に拡大されないためにも、今回の公取委の判断の誤りの重大さを指摘せざるを得ません。

ところで、本件行為は、これまで長年にわたり、公共的・経済的見地から、放送事業者を含む関係者間でその価値を高めることに腐心してきた日本プロ野球最大のイベントである日本シリーズの試合中継について、自らも放送契約を結びながら、他の放送事業者が中継する時間帯に、関係者への事前告知もなく MLB ワールドシリーズのダイジェスト番組を重ねてきた特定放送事業者に対し、当機構が日本シリーズの中継放送の重要性和当機構の問題意識を迅速に伝え、関係者間で協議・検討し適切な対応を行うため、やむを得ず行った一時的・暫定的な対応であり、必要最低限の緊急措置です。

したがって、対応方針が定まった後には、特定放送事業者に対して取材パスを再交付していますし、一連の対応の中で、放送事業者における取材・番組編成に配慮する意見も見られたことを踏まえ、当機構としては、今後、放送権に関する類似の事案が起きたとしても、同様の行為を行うことはなく、その旨を、本年 5 月 27 日に提出した意見書で公取委にお伝えしています。

但し、今回の件について、取材や番組編成の制約に関する議論と、独占禁止法が保護すべき公正かつ自由な競争市場の確保を巡る議論は、次元の異なる問題であることを再度指摘しておきたいと思います。

当機構としては、引き続き、マスメディアである放送事業者における取材・番組編

¹ 東京高裁令和元年 11 月 27 日判決〔土佐あき農協〕。

成に配慮しながら、各放送事業者による健全な競争環境を確保するとともに、プロ野球におけるテレビ中継放送の価値を高めるため、各放送事業者との信頼関係の構築に一層の努力を図ってまいります。

以上

(別紙解説)

公取委の従前の解釈の事例

- ・ 大規模小売業告示運用基準第1の2(1)は、「納入業者」の意義について「商品の引渡しを内容とする取引を行う事業者をいい、実質的に取引関係が認められる事業者を含むものである。すなわち、製造業者が卸売業者を介して商品を納入している場合（略）であっても、例えば、大規模小売業者と製造業者との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、卸売業者がそこで決められた取引条件により大規模小売業者に商品を納入しているような場合には、当該卸売業者のほか当該製造業者が当該大規模小売業者に『納入する事業者』に該当することとなる。」としており、AとCとの間で実質的な取引条件の交渉が行われ、Bがそこで決められた取引条件によりAに商品を納入しているような場合には、CがAの実質的な取引相手となるとしていることがわかります。
- ・ 公取委令和2年9月10日報道発表「アマゾンジャパン合同会社から申請があった確約計画の認定について」の「(注2)」では、「納入業者とは、アマゾンジャパンが自ら販売するために買取りの方法により仕入れる商品を、アマゾンジャパンに自ら販売する事業者又はアマゾンジャパンに取引先卸売業者を通じて販売する事業者（アマゾンジャパンと実質的に取引関係が認められるものに限る。）のうち、アマゾンジャパンと継続的な取引関係にあるものをいう。」とされているところ、同確約事案の公取委担当官解説²では前記大規模小売業告示運用基準第1の2(1)の「納入業者」に関する説明を引用して、アマゾンジャパンの確約事案における取引の「相手方」はアマゾンジャパンの直接の取引相手方に限らず、アマゾンジャパンとの間に卸売業者が介在する場合の納入業者も含まれるのだと解説しており、大規模小売業告示運用基準と同じく、A（アマゾンジャパン）とC（納入業者）との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、B（卸売業者）がそこで決められた取引条件によりAに商品を納入しているような場合には、CがAの実質的な取引相手となるという考え方が採用されていることがわかります³。

² 公正取引委員会事務総局審査局第三審査長向井康二＝公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課上席企業結合調査官（前公正取引委員会事務総局審査局第三審査長補佐）中島菜子〔肩書はいずれも執筆当時〕「アマゾンジャパン合同会社から申請があった確約計画の認定について」（公正取引 842 号 68 頁）。

³ 白石忠志『独占禁止法〔第4版〕』476頁注278参照。

- ・ 公取委勧告審決昭和 51 年 10 月 8 日・昭和 51 年（勸）第 19 号〔白元〕では、白元が自社製品を、静岡県、長野県及び新潟県以東の地域の 1 次卸売業者に対しては自ら直接販売し、他の地域の 1 次卸売業者に対しては白元西部販売又は白元中部販売（いずれも 70%以上の株式を白元及びその関係者が保有）を通じて販売していたところ、白元自ら直接販売した商品のみならず、白元西部販売又は白元中部販売を通じて販売した商品についても、白元自らが 1 次卸売業者に対して 2 次卸売業者及び小売業者向け再販売価格の拘束等をしたものと認めて、白元に対して勧告審決がなされました。この事案も、A（白元）と C（1 次卸売業者）との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、B（白元西部販売及び白元中部販売）がそこで決められた取引条件により C に商品を納入しているような場合には、C が A の実質的な取引相手となるという考え方に基づいているものと言えます。
- ・ 公取委勧告審決昭和 53 年 12 月 1 日・昭和 53 年（勸）第 8 号〔オルガン針〕では、ミシン針メーカーであるオルガン針株式会社がそのすべての製品を同社の事実上の販売部門であるオルガン針販売株式会社を通じて販売し、オルガン針販売は商品の大部分を代理店に販売していたところ、オルガン針が代理店に対し、同社の定めた価格で特約店及びミシン製造業者に販売することを指示するなどした行為について、再販売価格拘束等に該当するとしてオルガン針に対して勧告審決がなされました。この事案も、A（オルガン針）と C（特約店及びミシン製造業者）との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、B（オルガン針販売）がそこで決められた取引条件により C に商品を納入しているような場合には、C が A の実質的な取引相手となるという考え方に基づいているものと言えます。

以上

本件の事案の概要（公取委の資料との対比）

